

## 乳児家庭全戸訪問事業における絵本及びバッグの無償提供について（募集要項）

### 1 事業の概要

川崎市では、赤ちゃんが生まれた全ての御家庭を行政の職員・訪問指導員又は地域の訪問員が訪問し、つながりを持ちながら安心して子育てができるよう図ります。これらの訪問がよりよい出会いとなるよう、赤ちゃんの誕生を祝福する贈り物を訪問で配布しています。

この事業は、①事業者（広告主、広告代理店）が乳児家庭全戸訪問時バッグ（以下「バッグ」という）絵本、広告物を製作して川崎市に無償提供し、②川崎市が乳児家庭全戸訪問時にバッグ、絵本と併せて広告物（以下「広告物等」という。）を配布する協働による事業です。

### 2 広告物等の仕様

事業者が製作する広告物等は、広告物に関する法令、川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準（以下「要綱等」という。）を遵守したものとすのほか、事業の目的や広告の審査、物品の保管及び運搬等に係る事情を考慮し、次のとおりとします。

#### (1) 絵本

項目	仕様又は制限
規格	A4 サイズ以内
(備考) 一定の耐久性と安全性を有し、対象家庭やお届けする訪問実施者が取り扱いやすい仕様、より品位のあるものを評価する。	

#### (2) バッグ

項目	仕様又は制限
規格	幅 270 mm以上、高さ 360 mm以上で持ち手又は手穴付きのものとすること。
材質	LDポリエチレン、ナイロン、不織布又はこれらと同程度の耐久性のある素材で透過性のないものとすること。
デザイン	事業の趣旨に沿った品位あるものとすること。 ※バッグは、表面積 1 / 5 以下で模様等と同色の広告を掲載することができる。
(備考) 一定の耐久性と安全性を有し、妊産婦にとってより使用しやすいもの、より品位のあるものを評価する。	

#### (3) 広告物

項目	仕様又は制限
規格	A 4 版 (210 mm×297 mm) 以下の大きさとすること。広告物が複数に及ぶ場合は、透明のOPP袋等で包装し、協賛品である旨を表示すること。
掲載内容	子育てに関連する物品又はサービスの提供に係る広告で、母子の健康及

	<p>び安全を害する恐れがないものとする。また、川崎市の広告であると誤認されないように配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、広告の掲載を決定する際に、掲出広告の事業者に対して、川崎市が協賛・認定しているような印象を持たれないように注意喚起すること。</li> </ul> <p>※原則として配布期間を通して同一の内容とし、期間中期限切れ等が生じないようにすること。</p>
掲 載 量	厚さ5mm以下、重さ120g以下とすること。
(備 考) 広告物等を取り扱う区役所の負担への配慮や、信用性と信頼性の高い企業からの広告掲載方針や実績を評価する。	

### 3 作成数量

15,000セット（配布数量ではありません。）

### 4 配布方法等

#### (1) 配布対象

赤ちゃんが生まれた御家庭

#### (2) 配布方法

乳児家庭全戸訪問の際、訪問実施者により手渡し等

#### (3) 配布期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

なお、配布期間後に残存する広告物等は川崎市が廃棄します。

### 5 広告の審査及びスケジュール

期限までに納品場所に絵本及びバッグを納品できるよう、協働事業者は業務工程表を作成し、以下の手順により川崎市の審査を得て広告物等を製作してください。

なお、広告掲載ができない場合でも、協働事業者は納品期限までに絵本及びバッグを納入しなければなりません。

#### (1) 原稿の作成

協働事業者は、協定の締結後に協賛事業者（広告主）の募集を行い、広告物等に掲載する広告の原稿を作成して、川崎市に提出してください。

また、2回以上修正を依頼することがあります。

#### (2) 広告の審査

川崎市の審査を経ない広告は掲載することができません。

川崎市は提出された広告の内容を要綱等に基づいて審査し、広告掲載の可否を決定します。広告の掲載量にもよりますが、審査には、最低3週間を要します。

審査の結果、川崎市が内容等の修正又は削除を求めた場合は、協働事業者はすみやかに当該部分を修正又は削除しなければなりません。

#### (3) サンプルの提出・承認

川崎市が広告の内容や掲載量等の確認を行うため、協働事業者は、納品前に広告物等一式のサンプルを作成して川崎市に提出し、最終承認を受けてください。ただし、川崎市が不要と判断した場合はこの限りではありません。

最終承認には、最低2開庁日を要します。

(4) 製作の開始

協働事業者は、最終承認を受けてから広告物等の本製作を開始してください。

6 納品方法

(1) 納品方法・期限

絵本とバッグ、広告物を、市内8か所に必要数量を年2～4回に分割して納品してください。

第1回目の納品期限を、令和4年3月18日とします。

納品回数については企画提案の項目とし、個別の期限、数量については別途調整します。

区ごとの納品数量が、協定締結当初とは変更したい場合に御相談することがあります。

(2) 納品場所 (予定)

納品場所		所在地
川崎区	地域みまもり支援センター 地域支援課	〒210-8570 川崎区東田町 8
幸区	地域みまもり支援センター 地域支援課	〒212-8570 幸区戸手本町 1-11-1
中原区	地域みまもり支援センター 地域支援課	〒211-8570 中原区小杉町 3-245
高津区	地域みまもり支援センター 地域支援課	〒213-8570 高津区下作延 2-8-1
宮前区	地域みまもり支援センター 地域支援課	〒216-8570 宮前区宮前平 2-20-5
多摩区	地域みまもり支援センター 地域支援課	〒214-8570 多摩区登戸 1775-1
麻生区	地域みまもり支援センター 地域支援課	〒215-8570 麻生区万福寺 1-5-1
こども未来局こども保健福祉課		〒210-8577 川崎区宮本町 1 番地 (第3庁舎 13階)

7 緊急時の対応

市役所の開庁日・開庁時間について、緊急時等に備えて連絡体制を確保してください。また、納品後、落丁等不備があった場合には、川崎市と協議の上、修正の対応をし、すみやかに不備のないものを、川崎市が指示する必要な数量について、納品してください。

## 8 参加申込み

### (1) 申込資格

参加申込みには次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ア 要綱等に規定する規制業種・事業者でないこと。
- イ 川崎市税の滞納がないこと。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は申請の代理人として使用する者でないこと。
- エ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。
- オ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

### (2) 申込書類

申込みにあたっては、封書は表面に、メールは件名に「乳児家庭全戸訪問事業広告申込」と明記の上、次の書類を持参、郵送又はメールにより提出してください。郵送は令和3年7月12日必着とします。なお、提出された書類は原則として返却しません。サンプル又は物品等のイメージの提出がない場合や提案書に記載のない事項は評価の対象とはなりませんので御注意ください。

- ア 広告掲載申込書
- イ 商業登記簿（履歴事項全部証明書）  
申込日前3箇月以内に取得したものを提出してください。
- ウ 提案書（任意様式）  
次の内容を記載した提案書に、サンプル又は物品等のイメージを添付して提出してください。
  - ・ 広告物の仕様（規格、掲載内容、掲載量、予定する広告主等）
  - ・ 絵本、バッグの仕様（規格、材質、デザイン、製造委託の場合の委託先等）  
「2 広告物等の仕様」の物品ごとの備考欄に記載のある評価のポイントについて提案がある場合には、内容を分かりやすく記載してください。
  - ・ 本市又は他都市における類似の事業実績（市区町村、年度、数量等）  
絵本、バッグごとに分かるように実績を記載してください。
  - ・ 納品回数・方法、不良品・在庫切れ等への対応
  - ・ 納品期限までに広告掲載ができない場合のスケジュールも含めた対応
  - ・ その他提案できる事項
- エ 業務工程表（任意様式）  
参加申込みから物品等の初回納品までのスケジュール（広告主の募集～決定、原稿作成～審査、委託～製作・納品）に関する計画を一覧にしたものを提出してください。
- オ 役員等氏名一覧表及び同意書  
申請者が法人等の場合は「役員等氏名一覧表及び同意書」の提出が必要です。

(3) 申込期間

令和3年6月14日から令和3年7月12日 午後0時まで

土曜日・日曜日及び祝祭日を除く。郵送は令和3年7月12日必着

※ 期間内に申込みがない場合は、期間を延長する場合があります。

9 協働事業者の決定

(1) 申込資格等の審査

募集期間内に企画提案のあった者について、申込資格、提出書類等の審査を行います。

(2) 提案内容の評価

提案内容の評価は、あらかじめ定めた基準に基づき、複数の審査員が総合評価を行います。

(3) 協働事業者の決定

最も評価の高い事業者（1社）を協働事業者として選定します。なお、審査及び評価の結果は、申込者の全てに対して通知しますが、評価の内容は公開しません。

(4) 協定の締結

協働事業者として選定された者は、広告物等の無償提供に関する協定を締結していただきます。

10 申込・問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

こども未来局こども支援部こども保健福祉課（母子保健係）

電話 044-200-2450

FAX 044-200-3638